

携帯電話等の学校持ち込みについて

1. 西宮市としてのこれまでの指針

- ・本市では、平成21年の文科省通知を受けて、小中学校における携帯電話等の校内持ち込みを原則禁止している。
- ・携帯電話等の校内持ち込みについては子供の安全確保を最優先するという視点や、災害時の連絡手段を確保するという観点において理解できるが、課題も多い。
- ・校内での紛失や破損のリスクがあることや、携帯電話やスマートフォンへの依存を高めることにもつながりかねない。
- ・使用に関するルールが守られずに、登下校中の歩きスマホによる交通事故や、いじめ等の問題行動の温床にもなりかねないという課題がある。

2. 他市事例

・大阪府の例

2019.2 大阪府教育庁が「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（素案）を発表。

公立の小中学校への携帯電話の持ち込み禁止の一部解除。

ガイドライン素案には「子どもが、登下校時に限り、携帯電話を所持できるよう、持ち込み禁止の方針を一部解除することにしました」と明記。

解除されるのは登下校時だけで、学校内では災害時等を除き、これまで通り「禁止」。

3. メリット、デメリット

(1) メリット

自然災害が多発する中で、子どもたちの安否確認をスムーズにする方法のひとつとして有効である。子どもたちが安全に登下校し、保護者が安心して送り出すために必要なツールとして活用できる。

(2) デメリット

- ① スマホをめぐる子どもたちのトラブルは後を絶たない。
- ② 高額なスマホの紛失や盗難などの心配。
- ③ 休み時間に勝手にネットやSNSを利用するなど、スマホが身近にあることでトラブルを誘発することも懸念。
- ④ 携帯端末を登校後に学校が預かり保管する場合の保管場所の対応や教員への負担。
- ⑤ 経済的な理由から携帯電話を持っていない児童生徒へのいじめの原因となる可能性。
- ⑥ ネットに慣れていない児童生徒が、有害サイトへ踏み入れ、課金を要求されるトラブルの懸念。

4. メディアリテラシーの養成

- ①学校ごとに実態に即したルールづくりを求めていく必要がある。
- ②児童生徒自身に考えさせるルールづくり。
- ③指導する教師への研修。

5. 今後予想される対応について

- ①西宮市では多くの学校で保護者から申し出のあった場合には校内への携帯電話持ち込みを認めてきた。
- ②昨年度までの生徒指導担当者会での協議から基本的な学校生活においては校内での携帯電話は不要であるという考え方が多い。
- ③西宮市のいじめ対策委員会での協議として、校内持ち込みがいじめの温床となることが危惧される意見が出た。

Ⅱ スマホ・携帯電話の使用等の指導について		回答
①-1	<p>スマホ・携帯電話の使用に関して、児童生徒へ指導（講演会・授業等）しましたか。</p> <p>ア 指導した → 質問①-2、①-3へ</p> <p>イ 指導していないが年度内に指導予定</p> <p>ウ 指導する予定はない・していない</p>	
①-2	<p>実施の内容について</p> <p>ア 学校の教職員で実施</p> <p>イ 学校外から講師等を招いて実施 →裏面に記入</p>	
①-3	<p>対象児童生徒について</p> <p>ア 全ての児童生徒を対象に実施</p> <p>イ 一部の児童生徒を対象に実施</p>	
②	<p>スマホ・携帯電話の利用方法について、保護者に対して、学校通信や生徒指導通信を活用したり、保護者会などを通じたりして啓発をしましたか。</p> <p>ア 啓発した</p> <p>イ 啓発していないが、年度内にする予定である</p> <p>ウ 啓発する予定はない・していない</p>	
③-1	<p>インターネットの利用に関するルールづくりをしましたか。</p> <p>ア ルールづくりをした → 質問③-2へ</p> <p>イ ルールづくりをしていない</p>	
③-2	<p>ルールづくりについて</p> <p>ア 児童生徒主体で作成した</p> <p>イ 教師主体で作成した</p>	
④-1	<p>現在、保護者からの要望を受けて、登下校時等にスマホ・携帯電話の所持を認めている児童生徒はいますか。</p> <p>ア いる → 質問④-2へ</p> <p>イ いない</p> <p>ウ 如何なる理由があっても認めていない</p>	
④-2	<p>携帯の預かりに関して</p> <p>ア 登校時に預かり、下校時に返却している</p> <p>イ 預かることなく所持させている。</p>	

	携帯電話の指導							
	①1 指導	①2 講師について	①3 対象	② 保護者啓発	③1 ルールづくり	③2 ルールづくりの主体	④1 児童生徒の所持	④2 預かり
1	浜脇小	実施	外部	一部	実施	していない	いない	
2	西宮浜小	実施	教師	一部	実施	した	教師	
3	香櫨園小	実施	外部	全員	実施	していない	いる	自己管理
4	安井小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
5	夙川小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
6	北夙川小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
7	苦楽園小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
8	大社小	予定	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
9	神原小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
10	甲陽園小	実施	外部	一部	未	していない	いる	自己管理
11	広田小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
12	平木小	実施	外部	一部	未	していない	いる	自己管理
13	甲東小	予定	外部	一部	予定	していない	いる	自己管理
14	上ヶ原小	実施	教師	一部	予定	していない	いる	自己管理
15	上ヶ原南小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
16	段上小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
17	段上西小	実施	外部	一部	実施	していない	いない	
18	樋ノ口小	実施	教師	一部	実施	していない	いない	
19	高木小	予定	外部	一部	実施	していない	いない	
20	高木北小	実施	外部	全員	実施	していない	いない	
21	瓦木小	実施	外部	全員	実施	していない	いない	
22	深津小	予定	外部	一部	未	していない	いる	自己管理
23	瓦林小	実施	教師	一部	未	していない	いる	自己管理
24	上甲子園小	予定	教師	一部	未	していない	いる	自己管理
25	津門小	実施	外部	一部	実施	していない	いる	自己管理
26	春風小	実施	教師	一部	実施	していない	いる	自己管理
27	今津小	実施	外部	一部	実施	していない	いない	
28	用海小	実施	教師	一部	実施	した	教師	自己管理
29	鳴尾小	実施	外部	一部	実施	していない	いない	
30	南甲子園小	実施	外部	一部	実施	した	教師	自己管理
31	甲子園浜小	実施	外部	一部	未	していない	いない	
32	高須小	実施	教師	一部	実施	していない	いない	
33	高須西小	実施	外部	一部	実施	した	教師	
34	鳴尾東小	実施	外部	一部	実施	していない	いない	
35	鳴尾北小	実施	教師	一部	実施	していない	いる	預かり
36	小松小	実施	教師	一部	実施	した	教師	自己管理
37	山口小	予定	教師	一部	実施	していない	いる	自己管理
38	北六甲台小	予定	外部	一部	予定	していない	いる	自己管理
39	名塩小	実施	教師	一部	実施	していない	いる	自己管理
40	東山台小	実施	教師	一部	未	していない	いない	
41	生瀬小	実施	外部	一部	実施	していない	いない	

		携帯電話の指導							
		①1 指導	①2 講師について	①3 対象	② 保護者啓発	③1 ルールづくり	③2 ルールづくりの主体	④1 児童生徒の所持	④2 預かり
42	浜脇中	実施	外部	全員	実施	していない		いない	
43	西宮浜中	実施	外部	全員	実施	していない		いる	預かり
44	大社中	実施	外部	全員	実施	していない		いる	預かり
45	苦楽園中	実施	外部	全員	実施	していない		いる	預かり
46	上ヶ原中	実施	教師	全員	実施	していない		いない	
47	甲陵中	実施	外部	全員	実施	していない		いる	預かり
48	平木中	実施	外部	全員	実施	した	児童生徒	いない	
49	甲武中	実施	教師	全員	実施	していない		いない	
50	瓦木中	実施	外部	全員	実施	していない		いない	
51	深津中	実施	外部	全員	実施	していない		いない	
52	上甲子園中	実施	教師	全員	実施	していない		いる	預かり
53	今津中	実施	外部	全員	未	していない		いない	
54	真砂中	実施	教師	全員	実施	していない		いない	
55	鳴尾中	実施	外部	全員	実施	していない		いない	
56	浜甲子園中	実施	外部	全員	実施	していない		いない	
57	鳴尾南中	実施	教師	全員	実施	していない		いない	
58	高須中	実施	外部	全員	実施	していない		いる	預かり
59	学文中	実施	外部	全員	実施	していない		いない	
60	山口中	実施	教師	一部	実施	していない		いる	自己管理
61	塩瀬中	実施	外部	全員	実施	していない		いる	預かり
62	西宮養護	未			未	していない		いない	
63	西宮高校	実施	外部	全員	実施	していない		いる	自己管理
64	西宮東高校	実施	教師	一部	実施	していない		いない	

小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安心・安全に成長できる環境を整えることは大人の責務です。

登下校中の安全・安心について

登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を「一部解除」します。

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあふ事案が全国で発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、安全確保に努めているところです。しかし、昨年 6 月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生し、登下校中の安全確保について新たな不安の声も聞こえています。

学校は、登下校時や災害時の対応について、これまでの取組みをより良いものとするため、継続して取り組んでいきます。そのうえで、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話の GPS 機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考えました。

その結果、府教育庁では、これまでの携帯電話の校内持ち込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたい時は、登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう、「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することにしました。それに伴い、子どもたちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であり、このガイドラインを策定しました。

子どもに携帯電話を持たせる保護者の責任について

保護者には、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。府教育庁としては、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、子どもに適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

学校での指導について

学校は、情報機器との向き合い方の指導を、積極的に行います。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。大阪府公立中学校長会の行った調査のまとめにも、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されています。

このことから、学校は、すべての子どもに対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

本ガイドラインを参考に、子どもや保護者、学校が互いに話し合い、ともに取り組むことが重要だと考えます。今後、情報化社会の中で、大阪府の子どもたちが携帯電話とうまくつきあい、安心・安全に、また健やかに成長できる環境をみんなでつくっていきましょう。

本ガイドラインの活用について

- (1) 学校または市町村教育委員会は、このガイドライン等を参考に、原則、平成 31 (2019) 年度中には、登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知します。ルールを定める際、以下のような方法が考えられます。
 - ・本ガイドラインを学校または市町村教育委員会のルールとする。
 - ・生徒会（児童会）で話し合い、ルールを決める。
 - ・学校協議会等、学校・保護者の代表・地域が話し合ってルールを決める。
 - ・市町村教育委員会が域内の統一ルールを決める。
- (2) 保護者が登下校時の子どもに携帯電話を持たせる場合、学校は、事前に示したルールについて、家庭においても保護者から子どもに指導を行うことの同意を得て、保護者との協力体制をつくります。（別添資料「同意確認書（例）」参照）
- (3) 学校または市町村教育委員会は、事前に示したルールに保護者の同意が得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合等、学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとります。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

保護者の皆様へ

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
 - (2) 校内では、携帯電話を使わない。
 - (3) 校内では、携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
 - (4) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
 - (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- ※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

【適切な使用に関すること】

1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とする。
 - (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
 - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
 - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
 - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
 - (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
 - (7) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
- ※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

児童生徒の皆さんへ

携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。

【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】

- (1) 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。
- (2) 学校にいる間は、電源を切って、かばんの中に入れ、災害の時など、先生が指示するとき以外は決して出してはいけません。
- (3) 学校の中では、先生が指示するとき以外は、携帯電話を使ってはいけません。
- (4) もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

【正しい使い方に関すること】

1 携帯電話の正しい使い方について

<自分のことについて>

- (1) お家で使う時間は、平日は 30 分、休日でも 60 分以内にします。
- (2) 自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

<友だちとのことについて>

- (6) どんな時でも、誰に対しても、SNS やメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (7) SNS のグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (8) SNS やメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (9) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

<その他>

- (10) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合っ規則をつくれます。

2 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方しているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

市町村教育委員会・小中学校の皆様へ

【携帯電話の取扱いに関するルール】

1 校内での携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は、原則、児童生徒自身に行わせることとする。校内では、電源を切るよう指導する。
- (3) 学校は、児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、保護者と協力して指導を行う。

◇学校は、以下の場合に限り、児童生徒に校内で携帯電話を使用させることができる。

- ・災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合
- ・携帯電話の適切な使用について、学校で指導を行う場合
- ・その他、校長が使用を認める場合

2 登下校中の携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に対し、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、児童生徒に対し、登下校中には携帯電話をかばん等に入れて管理させることとする。
- (3) 学校は、児童生徒が、登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をする等、事前に示したきまりに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。
- (4) 学校は、防災・防犯上の緊急連絡を除き、児童生徒の所持する携帯電話への連絡は行わない。
◇緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行うこと。また緊急時における学校からの必要な連絡は、マニュアル等に従い、従来通り、一斉メールやHPへの掲載、電話連絡等で直接保護者に行うこと。

【適切な使用に関する指導】

1 適切な使い方の指導について

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。（別添資料「指導例」参照）

＜学校で指導すべき危険・トラブルの例＞

- (1) 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について
- (2) SNS等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- (3) 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- (4) 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
- (5) 違法行為や社会で許されない行為のSNS等への投稿によるネットでの炎上について
- (6) オンラインゲーム等での高額課金について
- (7) SNS上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- (8) その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、いわゆるJKビジネスや、違法なダウンロード等）について

- ◇児童生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての児童生徒に対して指導を行うこと。
- ◇携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム（1、2 および実践事例集）」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や「平成 30 年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書 & 適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）等も活用すること。
- ◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 携帯電話に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、「5 つのレベルに応じた問題行動対応チャート」、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

3 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。
- (2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

参考1 ネットいじめやトラブルの相談機関の例

- ・すこやか教育相談（大阪府教育センター）
- ・子ども家庭相談室（受付時間 月・火・木曜日 10：00～20：00）
- ・大阪府警察（緊急時は 110 番、または最寄りの警察署へ）
- ・子どもの人権 110 番（大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会）等
（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」・「平成 30 年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書 & 適切なネット利用のための事例・教材集」等を参照）

参考2 携帯電話の設定等にかかわる指導や情報提供の例

- ・警察等の関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業等の専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を行い、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。
- ・外部講師を迎え、児童生徒対象の講座を行い、児童生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定等を行う。
- ・携帯キャリア会社等と連携し、学校行事等とあわせて携帯電話安全相談会を実施する。
- ・ネットトラブル等の相談窓口の一覧を、学校通信等に掲載、すべての家庭に配布し、周知する。
- ・学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。等
（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」参照）

学級連絡網の整備状況に関するアンケート (まとめ)

標記のことについて、大変お忙しい中ご協力いただき、ありがとうございました。

アンケートのまとめを送付いたします。今後の参考としてご活用ください。

1 調査対象

小学校 41 校、中学校 20 校、特別支援学校 1 校、高等学校 2 校、幼稚園 18 園

2 調査結果

(1) 緊急時の連絡手段の整備状況

整備内容		小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園
全体連絡網作成・配布		1 校	1 校	0 校	0 校	6 園
一列連絡網作成・配布		0 校	13 校	0 校	1 校	12 園
携帯メール 配信システム	現在利用中	41 校	12 校	1 校	2 校	1 園
	今年度中利用予定	0 校	7 校	0 校	0 校	0 園
	次年度以降利用予定	0 校	1 校	0 校	0 校	1 園
地区連絡網等利用		6 校	0 校	0 校	0 校	1 園
携帯・スマホ版ページ作成		4 校	9 校	0 校	1 校	2 園
その他		4 校	4 校	0 校	1 校	2 園
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校 HP のトップ画面を利用して連絡。 ・メール配信の内容を学校 HP にも記載。 ・独自に保護者のメールアドレスを登録し配信。 				

(2) 携帯メール配信等のシステムの運用状況 (現在利用中および今年度中利用予定)

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園
メールシステム	41 校	19 校	1 校	2 校	1 園

西宮市立の小・中学校の道徳の教科書における情報モラルの取り扱い

校種	学年	概 要
小学校	1年	・情報機器を取り巻く直接的なトラブルなどの事例を扱うのではなく、「決まりを守る」という、情報モラルを考えていく際の根幹となる情報社会の倫理的な側面を取り扱う。
	2年	・情報機器を取り巻く直接的なトラブルなどの事例を扱うのではなく、「人の作ったものを大切にすること」という、情報モラルを考えていく際の根幹となる情報社会の倫理的な側面を取り扱う。
	3年	・情報機器を使うときには、夢中になりすぎないよう節度ある使い方をする大切さについて取り上げている。情報モラルについて、中学年では、自分自身や友達との関係に影響するような内容について考えられるように配慮されている。
	4年	・情報機器を使うときには、相手とのやり取りでもめごとにつながらないよう、伝え方に気をつける大切さについて取り上げている。情報モラルについて、中学年では、自分自身や友達との関係に影響するような内容について考えられるように配慮されている。
	5年	・情報機器のもつ特性から、使用する際に気をつけなければならないマナーについて取り上げている。情報モラルについて、高学年では、自分自身や友達だけでなく、社会的な範囲にまで目を向けられるよう配慮されている。
	6年	・情報機器を扱う際に侵害されやすい権利を紹介し、自他の権利の尊重に思い至れるような内容を取り上げている。情報モラルについて、自分自身や友達だけでなく、社会的な範囲にまで目を向けられるよう配慮されている。
中学校	1年	<p>・正義と責任、自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うために、SNSによるいじめを取り上げ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現について考えるようにしている。一層効果的な学習となるよう、問題解決的な学習の道筋の提案もしている。また、幅広い知識と教養を身に付けるため、情報機器の扱い方を紹介している。</p> <p>・インターネットを利用した将棋を通じて、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつことについて学び、自主及び自律の精神を養うことができるようにしている。</p> <p>・スマートフォンの扱いについての話から、望ましい生活習慣を身に付けることの重要性について考え、健やかな体を養うことができるようにしている。また、歩きスマホの危険性について知ることから、幅広い知識を身に付け、自主および自律の精神を養うことができるようにしている。</p>
	2年	・自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うために、インターネット上のサッカーファンサイトでの言葉のやりとりのトラブルを少女が体験する話を通して、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくことについて考えられるようにしている。
	3年	<p>・情報モラルに関する内容を中心に、生徒が日常生活で直面する可能性の高い複数の事例から、規律ある安定した社会の実現に努めることについて考え、主体的に社会に参画し、その発展に寄与する態度を養うことができるようにしている。</p> <p>・スマートフォンを使用することで起こるトラブルや利点を生徒が話し合う題材から、節度を守り節制に心がけ、安全で調和のある生活をするについて考え、幅広い知識と教養を身に付け、健やかな身体を養うとともに、自主及び自律の精神を養うことができるようにしている。また、一層効果的な学習となるよう、携帯電話を使用する際のマナーを紹介し、考えがより深められるようにしている。</p>